

「厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営基準の見直しに係る確定給付  
企業年金法施行規則及び関連通知の一部改正等について」  
に寄せられた意見及び回答

I. 寄せられた意見及び回答

(1) 掛金引上げ猶予措置（基金、DB）

意見	回答
猶予措置には賛成。	貴重なご意見として承ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猶予措置の期間を延長すべき。</li> <li>・ 猶予措置後の引上げが必要な掛金を規約に明記することは、反対。</li> <li>・ 猶予措置の対象に指定基金も対象にすべき。</li> </ul>	<p>現在の厳しい経済情勢等を考慮し、一時的に掛金の負担を軽減するために掛金引上げ猶予措置を行います。現時点で猶予期間を長期間設定することは、財政健全化へ向けた取組がその間遅れると考えています。</p> <p>また、猶予後に必要な掛金を規約に明記することは、今回の掛金引上げ猶予措置が現下の経済情勢等を勘案した一時的な負担軽減措置であることを基金として意思決定するためにも必要と考えます。</p> <p>なお、指定基金については、健全化計画の作成、実施の中で個別に健全化に向けた取組に対する重点的な指導を行うこととしており、本措置の対象外としています。</p>

(2) 予定利率の引下げに伴う不足金処理の特例（基金）

意見	回答
不足金処理の特例については概ね賛成できる。	貴重なご意見として承ります。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定利率の引下げは掛金の引上げを伴うため、特例措置には反対。</li> <li>・ 掛金引上げを留保しても次の財政検証に抵触し掛金を引き上げることになるので、実効性がない。</li> <li>・ 予定利率を引下げ、ポートフォリオを変更する際に、実現損を減らすため措置期間を延長して欲しい。</li> </ul>	<p>多くの基金において、財政健全化に向け、予定利率を実現可能なものに見直すことが必要とされていますが、予定利率の引下げによる掛金拠出が基金の大きな負担となり、当該取組の制約になっていることを考慮し、基金の財政健全化への取組を前進させることを目的として、本特例措置を行うものです。</p> <p>他方、ポートフォリオの変更等を行う観点から、長期の措置期間の延長をしたとして</p>

	も、将来の運用環境を予測することは困難であり、運用環境によっては措置期間を長期にすることで財政健全化への取組が遅れることが懸念されるため、原案通りとします。
--	--

(3) 最低責任準備金調整額の算定方法の見直し（基金）

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最低責任準備金調整額を導入して数年しか経っていないのに、大幅な算定方法を見直すことは、財政運営基準の信頼性を損なうことになり、反対。</li> <li>・ 見直すのであれば、提示された計算式は債務の付利期間の方が資産の運用期間より1年9月長いため、この不整合を解消すべき。</li> </ul>	<p>今回の見直しは、現行の最低責任準備金調整額の算定方法では、制度終了時に返還すべき代行債務である最低責任準備金の額を実際には保有していないにもかかわらず、継続基準上では、代行債務を保有しているとして財政検証及び財政計算が行われるといったケースが生じることを回避するため行うものです。</p> <p>具体的には、今回のパブリックコメントで示した案では、決算時の最低責任準備金にその後1年9ヵ月の利子を付すことで、最低責任準備金の保全といわゆる期ズレの解消を図ることを試みました。</p> <p>しかしながら、この案で最低責任準備金調整額を算定した場合、継続基準上の代行債務が急激に増加することが見込まれるため、現下の経済情勢等と激変緩和を考慮し、以下のとおり、現在の最低責任準備金の算定方法導入（平成11年10月）以降、当該算定方法に用いられていない1年9ヵ月の間の利回りを考慮した調整額とします。</p> <p>最低責任準備金調整額＝当該事業年度末における最低責任準備金×{(1+前事業年度における厚生年金運用利回り)<sup>(9/12)</sup>×(1+当該業年度における厚生年金運用利回り) / 1.0723 - 1}</p> <p><b>【1.0723の算出方法】</b></p>

	$(1 + 4.66\%)^{(3/12)} \times (1 + 4.15\%)^{(12/12)} \times (1 + 3.62\%)^{(6/12)} = 1.0723$ <p>4.66%…平成11年10月から同12月までの付利利率</p> <p>4.15%…平成12年1月から同12月までの付利利率</p> <p>3.62%…平成13年1月から同6月までの付利利率</p>
--	---

#### (4) 非継続基準抵触時の特例掛金の計算に用いる資産額の見直し（基金、DB）

意見	回答
<ul style="list-style-type: none"> <li>資産額が実態に沿ったものとなり、直接的で分かり易い。</li> <li>国際会計基準との整合性を踏まえれば、時価評価が望ましいため賛成。</li> </ul>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>非継続基準とはいえ、制度存続を前提とした掛金の算定に用いるものであり、短期的な環境の悪化に対する市場の回復力を見込む等合理的な理由があるため、数理上資産も可能として欲しい。</li> <li>年金資産は長期保有が原則であり、一時点の時価で決定されるものではないと考える。</li> </ul>	<p>非継続基準の財政検証は、解散や終了といった不測の事態となったときでも最低限保全しなければならない給付に見合う資産が確保できているかどうかを検証するものです。</p> <p>このため、非継続基準に抵触すれば、できるだけ早急に掛金対応し、不測の事態に備えた対応が必要であるため、資産額は時価で評価すべきと考えています。</p>

#### (5) 廃止までの経過措置期間中に回復計画で用いる前提の見直し（基金、DB）

意見	回答
<p>回復計画を即時廃止しない点は賛成できる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>回復計画は継続すべきであり、廃止を前提とした見直しは反対。</li> <li>回復計画の前提が負債側と資産側で不整合であり、前提は現行通りとすべき。</li> <li>年金資産の見込みは基金の予定利率（基金のアセットミックスに基づく期待収益</li> </ul>	<p>回復計画による掛金拠出は、回復計画を立てる際の前提に大きく影響され、前提の置き方次第では、計画どおりに積立不足が解消されない点が問題であったことから、前回のパブリックコメントにおいて廃止する案を示しましたが、廃止に伴う影響を考慮し、廃止</p>

<p>率) も認めるべき。</p>	<p>期限を5年後としました。同時に、上記の問題に対処するために、積立不足の解消が図られる実効性ある計画となるよう、その前提についての見直しを行うものです。</p> <p>しかしながら、最低責任準備金の予測には「厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回り」を用いることとしていることから、後者の利率が前者の利率を上回る場合には利差損が生じるため、年金資産の見込みには用いる予定利率は「運用実績の過去5事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率又は厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回りのうちいずれか大きい率」を上限とすることとします。</p>
-------------------	--

(6) 非継続基準における積立基準の引上げスケジュールについての検討 (基金、DB)

意見	回答
<p>今後の環境変化によっては、実態を傾聴し、柔軟な対応をとるという姿勢を明確にしたという点では賛成できる。</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非継続基準の積立スケジュールについては、その基準自体に反対。</li> <li>・ 必要な措置については、企業年金制度の財政状況を踏まえた内容として頂きたい。</li> </ul>	<p>非継続基準については、導入時以降長期にわたり経過措置が適用されてきましたが、非継続基準の主旨である受給権の確保や財政健全化に向けて、段階的に本来の基準に戻すべきと考えています。</p> <p>また、本来の基準に戻すための引上げスケジュールについては、前回のパブリックコメントに寄せられた意見を踏まえ、現在の経済状況及び経過措置を廃止する影響を考慮し、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずることとしており、原案通りします。</p>

(7) 指定基金健全化計画承認基準の見直し (基金)

意見	回答
<p>添付書類の簡素化、提出時期の弾力化につ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p>

<p>いては賛成。</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定基金の健全化計画の前提が負債側と資産側で不整合なので、修正すべき。</li> <li>・ 資産の見込みは基金の予定利率（基金のアセットミックスに基づく期待収益率）も認めるべき。</li> </ul>	<p>現在の基金の予定利率は、現下の運用環境では実現困難な設定となっているものが多いことから、年金資産の予測に用いる利率については、実現可能なものとして、「運用実績の過去5事業年度平均又は回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率のうちいずれか大きい率」としたところです。</p> <p>しかしながら、最低責任準備金の予測には「厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回り」を用いることとしていることから、後者の利率が前者の利率を上回る場合には利差損が生じるため、年金資産の見込みに用いる予定利率は「運用実績の過去5事業年度平均、回復計画作成時における最低積立基準額の算定利率又は厚生年金の直近の財政見通しにおける予定運用利回りのうちいずれか大きい率」を上限とすることとします。</p>
<p>既に指定基金された基金については、手続きを踏んで作成した計画を一年で変更しなければならないため、既に指定された指定基金については、現行通りとして頂きたい。</p>	<p>既に指定された指定基金についても、財政健全化へ向けた取組をより実効性のあるものにする必要があるため、原案通りとします。</p>